

令和8年度・中山町立豊田小学校「学校いじめ防止基本方針」（概要）

【豊田小学校のいじめに対する基本姿勢】

いじめの定義：「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

いじめの兆候や発生を見逃さないよう、学校全体で迅速かつ組織的に対応します。その前提として、されている側が「いじめ」であると感じたらいじめであるという考えを全教職員で共有します。さらに、いじめはどの子にも起こる可能性があるという事実をふまえ、すべての児童を対象に、「いじめをしない・させない・見逃さない」よう、**未然防止**、**早期発見**、**早期対応**に全力で取り組みます。

【具体的取り組み】

未然防止 学校・家庭・地域と 連携した取組	早期発見 いじめに気づき、 見逃さない工夫	早期対応 徹底した 組織的対応
<p>○学級活動、道徳などで命を大切にする授業を行い一人一人の存在の大切さを学び、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体につくっていきます。</p> <p>○全ての児童を対象に、日常の教育活動を通じて自発的・主体的な成長と発達を支える「発達支持的生徒指導」を大切にしていきます。</p> <p>○生活の様々な場面で、正しい判断力や個々の価値観への理解を育成していきます。</p> <p>○学校・家庭・地域が同じ考えでいじめの問題をとらえ、協力しながら児童を見守ります。</p>	<p>○児童との温かい人間関係作りや保護者との信頼関係づくりを通して、いじめを相談しやすくします。</p> <p>○年2回のいじめアンケート（児童・保護者）や、学級のいごこち調査（Q-U）と、それを受けてのコミュニケーションウイークで児童の思いを丁寧にききます。</p> <p>○定期的にハートハートカードの取り組みを行い、児童理解に努めていきます。</p> <p>○毎週「子どもを語る会」を行い、教職員間で児童についての情報交換を行います。アンテナを高くはり、小さな変化にも気付くよう努めます。</p>	<p>○いじめの相談があった場合は、学校と家庭で協力して事実確認にあたります。また、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を守ります。</p> <p>○校内いじめ対策委員会を開き、組織として迅速に対応していきます。</p> <p>○必要に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家や関係機関と連携し対応にあたります。</p> <p>○いじめの行為が認められた児童に対して、学校と保護者が協力し、教育的配慮を心がけながら指導を行います。</p> <p>○いじめが解消している事態に至っても、日常的に注意深く見守ります。</p>

【重大事態への対応】

いじめにより児童の生命や心身に重大な事態が生じたり、長期にわたって欠席を余儀なくされたりしている疑い等の重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会に報告し、調査等の対応を協議します。また事案によってはその他関係機関との連携を図りながら再発防止につとめます。